

# 「3%賃上げ助成」の申請手続きについて

## 1 概要

保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施します。なお、本助成金は、令和4年4月～9月分を対象としており、10月分以降は、公定価格に組み込まれる予定です。

※令和3年度人事院勧告に伴う公定価格の減額改定が、令和4年4月から実施されました。この影響を反映しないで、賃金水準を保つために、3%賃上げ助成分（賃金改善部分）および国家公務員給与改定対応部分（公定価格の減額分に対応するための費用）を加味して助成額を算出しています。これに加えて、横浜市では、向上支援費の人件費部分も一部助成します。

## 2 助成対象

### (1) 対象施設

- ・ 特定教育・保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園)
- ・ 特定地域型保育事業所(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業)

### (2) 対象職員

保育所等で勤務する職員

※「法人役員を兼務する施設長」や、「延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している職員」は、3%賃上げ助成の対象外です。

### (3) 対象期間

令和4年4月～9月

## 3 助成内容

収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための費用を助成します。

（助成額は公定価格上の職員の配置基準を基に算定）

※施設・事業所での実際の職員配置状況などにより、1人当たりの引き上げ額が月額9,000円を下回る場合があります。

※令和3年度人事院勧告に伴う令和4年4月からの公定価格の減額改定分（▲0.9%）も上乗せして助成します。

## 4 助成要件

- ・助成額の全額を賃金改善に充てること
- ・賃金改善部分について最低でも改善額全体（法定福利費の事業主負担分を除く）の3分の2以上を基本給または決まって毎月支払われる手当により行うこと  
※令和3年度の賃金水準を保ったうえで、賃金改善を行う必要があります。  
「賃金改善部分」は賃金改善に、「国家公務員給与改定部分」は令和3年度の賃金水準を保つ目的で使用してください。
- ・賃金改善の計画書・実績報告書を市町村に提出すること
- ・助成額（賃金改善部分のみ）を、同一の施設・事業者が運営する他の施設・事業者の賃金改善に充てることができるが、その場合には、向上支援費部分の助成額を受け取らないこと

## 5 賃金改善額の考え方

- ・賃金改善の具体的な方法や対象、個々の職員ごとの賃金改善額については、事業者の判断により決定することが可能です。
- ・9,000円を超えて賃金改善を行うことも可能です。ただし、特定の職員に合理的な理由なく偏って賃金改善を行うといった、恣意的な賃金改善が行われないよう留意する必要があります。
- ・賃金改善に伴う法定福利費の事業主負担分の増加分については、3%程度（月額9,000円相当）の賃金改善とは別に上乗せして基準額を設定しているため、当助成額の中から捻出してください。
- ・処遇Ⅰ、処遇Ⅱ、職員処遇を含めた賃金水準から上乗せした賃金改善が行われる必要があります。

## 6 申請書類作成方法

- (1) 計画書類一式（第1号様式、第1号様式別添1、第1号様式別添2）をホームページからダウンロードします。

横浜市 3%賃上げ助成	検索
-------------	----

  

The screenshot shows the City of Yokohama website with a search bar containing '横浜市 3%賃上げ助成' and a '検索' button. Below the search bar, there are navigation links for '暮らし・総合', '観光・イベント', '事業者向け情報', and '市の情報・計画'. The search results page displays the title '横浜市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業～3%賃上げ事業～について' and a brief description of the program. The page also includes a '最終更新日 2022年1月28日' (Last updated: January 28, 2022) at the bottom right.

- (2) お手元に同封の「算定シート」を準備します。
- (3) ダウンロードした様式 (Excel) に、別紙、記入見本のとおりに入力します。
- (4) 同封の「チェックリスト」を参照し、助成を受けるにあたっての要件を満たしているか確認します。(4助成要件を、具体的に示したものです)
- (5) 電子申請システムで、作成した Excel を送信します。  
電子申請の画面は、HP にリンク先があります。

Excel のファイル名は、**「【施設番号】\_01」**です。

例) 【1410051099999】\_01.xlsx (再送信する場合は、【施設番号】\_02.xlsx)

【これで計画書類一式の作成、提出は完了です】

- (6) 同封の請求書の内容を確認します。  
**※委任有りの場合は、押印が必要です。**  
**※日付は、「令和4年7月19日」と記入して下さい。**

- (7) 請求書を郵送します。  
送付先：〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8  
関内新井ビル9階  
こども青少年局保育・教育給付課 3%賃上げ助成担当 宛

【これで請求申請作業はすべて終了です】

## 7 今後の流れ

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 4月～9月 | …【法人】対象者に、3%賃上げ助成を行います。     |
| 7月初旬  | …【市→法人】「3%賃上げ助成」の請求書を送付します。 |
| 7月19日 | …【法人→市】「3%賃上げ助成」の請求書を郵送します。 |
| 8月上旬  | …【市→法人】「3%賃上げ助成」を支払います。     |
| 未定    | …【市→法人】実績報告を依頼します           |
| 未定    | …【法人→市】実績報告を提出します           |
- ※実績報告の際には、賃金規程や賃金台帳等の添付を求める可能性があります

## 8 助成額の算定方法 (公定価格)

- ◆ 公定価格【賃金改善部分】  
国が定める助成基準額×令和4年度年齢別平均利用児童数×6 (か月)
- ◆ 公定価格【国家公務員給与改定対応部分】  
国が定める助成基準額×令和4年度年齢別平均利用児童数×6 (か月)

※年齢別平均利用児童数は、次のように算出します。

(令和4年4月1日時点の人数+令和4年9月1日時点の推計の人数) ÷ 2

※令和4年9月1日時点の推計の人数は、次のように算出します。

令和4年4月1日時点の人数×令和3年9月の市内全施設の令和3年4月からの伸び率(令和3年9月1日時点の人数÷令和3年4月1日時点の人数)

## 9 助成額の算定方法(向上支援費)

- ◆ 向上支援費【職員配置加算】※保育所・認定こども園(2・3号)のみ  
令和4年4月に職員配置加算を取っている施設を対象に、  
単価×令和4年度年齢別平均利用児童数×6(か月)

年齢	1歳児	2歳児	4歳児以上
単価	900円	300円	90円

例) 1歳児 10人

900円×10人×6(か月) = 54,000円

- ◆ 向上支援費【職員配置加算(休日)】※保育所・認定こども園(2・3号)のみ  
令和4年4月に職員配置加算(休日)を取っている施設を対象に、  
単価(処遇改善等加算分のみ)×3×6(か月)  
※休日保育の年間延べ利用子ども数(人)に応じた職員配置加算単価のうち、「処遇改善等加算分」に、全施設一律3%を乗じた額
- ◆ 向上支援費【ローテーション保育士雇用費】※保育所・認定こども園(2・3号)のみ  
令和4年4月にローテーション保育士雇用費を取っている施設を対象に、  
10,900円×6(か月)
- ◆ 向上支援費【安全な保育を実施するための職員雇用費】※小規模(A・B型)のみ  
令和4年4月に安全な保育を実施するための職員雇用費を取っている施設を対象に、  
5,100円×6(か月)

## 10 問合せ先等

【書類の作成方法、制度について】

こども青少年局保育・教育給付課3%賃上げ助成担当

045-671-0202/0204 平日8時45分から17時15分まで

【電子申請について】

電子申請サービスヘルプデスク

0120-329-478 平日9時00分から17時00分まで